

## 政府調達の自主的措置に関するご意見・ご要望への回答

引き続き応札期間の時間的余裕の拡大について尽力願いたい。

(政府回答)

政府調達協定等の規定により 10 万 SDR (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 1,600 万円) 以上の調達額と見込まれる物品等の一般競争による調達案件については、入札公告(公示)の日から起算して入札書が受領される期間(応札期間)は、原則として 40 日以上とされています。

さらに自主的措置として、特別の事情がない限りこの応札期間を 50 日以上としており、平成 17 年における平均応札期間は 68.9 日となっています。

技術仕様に関して、特定のメーカーにしかない機能が含まれているなど、特定メーカーに優位な仕様となることがありました。

(政府回答)

調達機関は、政府調達協定により、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすような技術仕様を作成してはならないとされています。また、我が国として調達分野ごとに定めているアクション・プログラムでも、公平な方法で仕様を作成することなどが、決められています。

仕様書の内容がこれらの規定に違反していると供給者が判断する場合には、苦情を申し立てることができます。

なお、供給者が、政府調達協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが推奨されています。

その他、苦情を申し立てるための条件や手続等、政府調達苦情処理についてご不明な点がございましたら、内閣府政府調達苦情処理対策室 (TEL03-3581-0262) までお気軽にお問い合わせ下さい。

一般競争入札においては過当競争になりつつあるため、最低落札価格の設定を検討していただきたい。

(政府回答)

「政府調達に関する協定」に抵触することや予算の効率的執行を要請している会計法の基本原則との関係等から、一定金額以下の入札を一律に排除する最低制限価格制度を国において導入することは困難と考えられます。

なお、不誠実不信用な業者の排除については、競争参加資格の適切な設定、低入札価格調査制度、総合評価方式等の活用により対応していきます。

政府からの開発委託の過程で生じた知的財産権の帰属が政府に限定されており、民間では利用できないことが多いため、供給者に対する過度の要求となっているのではないかでしょうか。

(政府回答)

国が事業者に委託する等により開発された情報システムに係る知的財産権の帰属については、ソフトウェア開発の成果に係る知的財産権を開発事業者に帰属させることができるよう、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を2007年通常国会に提出したところです。

情報システムの調達において、損害賠償に関する供給者の責任範囲が明確に設定されていないため、供給者にとって著しく不利となっているのではないかでしょうか。

(政府回答)

「重点計画-2006」(平成18年7月26日IT戦略本部決定)等に基づいて策定した「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年)3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)([http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a\\_01\\_f.htm](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_01_f.htm))において、損害賠償責任を契約書において明確化する旨を定めています。

今後、本指針に基づき、各府省における厳正な実施を推進していきます。

情報システム調達の加算方式による総合評価落札方式について、技術点と価格点の比率を画一的に1:1の配分で評価するのではなく、技術的評価を求めるものについては、比率を弾力的に変更すべきではないかと考えます。

(政府回答)

政府においては、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、情報システムに係る政府調達を行う際の総合評価落札方式として、平成14年8月1日以降に入札公告又は入札公示を行う調達案件について加算方式を適用することができるようにいたしました。加算方式を適用することにより、価格の大小にかかわらず、全体の評価における技術点の重みは変わらないため、極端な安値落札の抑止につながるものと認識しております。

今後においても、情報システムに係る政府調達の実施状況等をフォローアップし、必要に応じ、よりよい評価のあり方について検討していきたいと考えております。

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」は、その内容について各調達機関の調達部門等への教育が必要であると考えます。また、適切な運用がされているかの実施状況評価が必要であると思います。

(政府回答)

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の内容については、総務省が実施している情報システム統一研修の調達・外注コースにおいて、各府省調達担当者に対し、研修を行っています。

また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の取組事項については、その実効性を確保するため、各府省における取組状況のフォローアップ調査を行っています（[http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a\\_01-03.html](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_01-03.html)）。

情報システムの調達に関し、ハード、ソフトの開発、及びそれらの運用を含めた一括調達は禁止し、それぞれを得意とするベンダーに発注できるよう、分割発注すべきではないでしょうか。

(政府回答)

「重点計画-2006」(平成 18 年 7 月 26 日 IT 戦略本部決定)等に基づいて策定した「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007 年(平成 19 年)3 月 1 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ([http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a\\_01\\_f.htm](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_01_f.htm))において、特に重要な情報システムについては、分離調達を原則とする旨を定めています。

今後、本指針に基づき、各府省における厳正な実施を推進していきます。